

第47表 吉岡町各酒造家の酒造石高

酒造家名 年度	上州屋	浅多	児玉	穀田屋
明治41年	石 1,189	石 981	石 219	石 201
43年	1,071	783	220	217
・44年	955	1,006	249	248
大正1年	1,342	943	290	349
・2年	1,212	861	249	373
4年	828	600	342	363
・5年	878	808	371	372

独経営は廃された。

浅野多三郎家(旧・吉岡町上町)

明治三十年(一八九七)十二月、浅野多三郎は醬麴営業より酒造業に転じた。

浅野家は屋号を「浅多」と称し、前出の由緒ある酒屋浅野屋遠藤鉄之助を宗家とすると云われている。

浅多が酒造業に転ずる前の醬麴営業は可なり盛であったようである。明治二十八年頃の仙

台・宮城郡塩釜町・志田郡古川町・黒川郡吉岡町における酒造家・味噌醬油業者(何れも卸小売を含む)の主たる面々を記載している「宮城県一市四郡四民便覧」(明治二八年一月刊)なるものがある。その吉岡町の部に吉田潤吉・吉田善九郎の二酒造家と数ある醬麴商のうち浅多一軒があげられている点からして、浅多は有力な醬麴商であったと云い得るであろう。

吉岡町 百八十二番地	平民	酒造家 上州屋	県会議員 郡参事員 郡会議員 町長	吉田潤吉	天保六年 七月生	地租金百五十円余 所得税九円卅六銭 商金高 貳万円余
同町 二百七十番地	平民	酒造家	大地主 郡会議員 町会議員	吉田善九郎	安政二年 五月生	地租金貳百五十円 所得税 卅四円余 商金高 五万円余
同町 百八番地	平民	醬麴商		浅野多三郎	文政十二年 八月生	地租金一拾五円余 所得税 八円余 商金高 壹万円余

かくて、資力を充分に蓄積した浅多は、濁酒自醸禁令による醬麴営業の将来性なきに鑑み酒造業に転じたのである。その当初における酒造石数は不明であるが、明治四十

一年度―大正五年度のそれは第四七表に見る通りである。明治四十一年度の酒造見込一〇〇六石をピークとして、その他はほぼ八〇〇石―九〇〇石の線に止っている。

その醸する清酒には、宗家浅野屋の由緒ある酒銘「霜夜」・「寒月」・「春風」を以て銘柄となした。東北新聞(三三・五・一三)は当時の模様を「浅野多三郎氏醸造の霜夜(銘酒)と共に古来有名なる銘酒春風、今回醸造法を改良し一層精美の誉ありと」報じている。大正九年、吉

岡酒造株式会社の創立に伴ない、同家もまた個人経営を廃した。

高平東四郎家（旧・吉岡町中町）

穀田屋高平家の藩政時代における酒造業の一端については、第四章第三節で触れておいたので再出しない。

明治十二年高平とみの時代には造石高七五石を数えるに過ぎず、今後における発展を期待されたのであったが、明治十三年火災に罹り廃業の止むなきに至った。

かくて、穀田屋は醬麴営業に転じたのであったが、明治二十九年（一八九六）十月高平東四郎の代に再び酒造業に転じた。その当初における酒造高は不明であるが、第四七表に見るように、明治四十一年—大正五年度の酒造高は二〇〇石—三七〇石の線に止っている。高平家の当時使用していた銘柄は「稲正宗」であった。大正九年吉岡酒造株式会社の創設に伴ない、高平家における酒造の単独経営は廃されるに至った。

児玉金兵衛家（旧・吉岡町中町）

駒場屋児玉金兵衛は一時廃していた酒造業を復活し、明治十二年（一八七九）には一〇〇石の清酒を醸造し、一一〇円の造石税を払っている。ところが、翌十三年の大火により穀田屋同様廃業の浮目うきめに遭った。以来、駒場屋は醬麴製造を業とし再建を図ったもののである。因に醬麴の代価は往事より一斗造り分は玄米一斗の時価と定められていたので代金取引

物々交換の両様による慣習があり、比較的利益率の多い商売とされていた。しかし、免許料は酒造業の一ヶ年三〇円に対し五〇円の高額で、当時における諸種営業税の最高を示していた。なお、当時（明治十四年頃）町内には早坂貞治・鈴木三郎右衛門・浅野多三郎・佐藤庄三郎の同業者があった（吉岡町誌原稿）。

かくて、漸く機が熟し明治三十一年（一八九八）九月に酒造業を復興した。その当初における酒造高は資料を欠くので不明であるが、明治四十一年度以降大正五年度までの酒造高は第四七表に見る通りである。即ち、明治四十一年度の二一九石より逐年増石してゆき、大正五年度の酒造見込高は三七二石に達した。駒場屋の銘柄「七ッ森」・「旭露」は広く黒川郡一帯に売り捌かれた。しかし、同家の酒造経営も、大正九年吉岡酒造株式会社の創設に伴ない廃された。

吉岡酒造株式会社（旧・吉岡町館下）及び芳陵酒造株式会社（現・黒川郡大和町吉岡字中町三八番地 代表者浅野多三郎）

「宮城県酒造史本篇」一七六—一八〇頁に既述しておいたように、第一次大戦を契機として酒造生産は全国的に一大増石を見たのであったが、この期にまた在方ざんぱの地主・商業資本家が資金を持ち寄っての新たな酒造会社の濫立も目だった。因に、県下では大正六年—十三・四年の間に、そうした酒造会社が十三も創立されているのである。（加美郡小野田）株式会社小富

不許複製

昭和三十七年三月一日 印刷
昭和三十七年三月五日 發行

宮城県酒造史 別篇

非
売
品

編纂者 早 坂 芳 雄

仙台市北四番丁一二四番地

發行所 宮 城 県 酒 造 組 合

仙台市清水小路一〇番地

印刷所 凸版印刷株式会社仙台工場
製本所 菊武製本所

西

留

西

留

西

留